令和８年１０月２７日

北海道開発局長
岡　下　　淳　　殿

北海道開発局入札監視委員会
委員長　向田　直範

意　見　書

ジオ・サーチ株式会社（以下「申立人」という。）が令和８年９月８日付にて行った再苦情の申立てにつき、北海道開発局入札監視委員会規則第９条第２項の規定に基づき、審議の結果を報告する。

第１　結論

北海道開発局開発監理部発注の令和８年４月６日公示にかかる「路面下空洞調査業務」について、令和８年８月１７日付でアジア航測・カナン・ジオリサーチ設計JVを落札者としたことは妥当であると判断する。理由は以下に述べるとおりである。

なお、第５のとおり付帯意見を付する。

第２　申立人が申し立てる再苦情の内容

別添１「再苦情申立書」の「３　不服のある事項」に記載のとおりであり、本件業務の落札者は失格となるべき又は少なくとも申立人よりも評価値が低くなり、申立人が落札者となるべきというものである。

第３　申立人の主張内容

別添１「再苦情申立書」の「４　３の主張の根拠となる事項」に記載のとおりであり、以下の５項目である。

１．落札者が申請位置と異なる位置で削孔を実施したこと
２．落札者が実測評価対象範囲外の空洞を申請したこと
３．業務における作業分担の確認がされていないこと
４．落札者と申立人の評価値
５．その余の本件入札の厳正さ及び公正さを欠く事情



第４　当委員会の判断

当委員会は、申立人の令和８年８月２４日付け「路面下空洞調査」の落札者の決定結果に関する一次苦情申立て（以下「一次苦情申立」という。）及び令和８年９月８日付け再苦情申立書（以下「再苦情申立」という。）、発注者の令和８年８月２８日付け回答書（以下「回答書」という。）、入札説明書等により確認した事実関係に基づき、申立人の主張について以下のとおり判断する。

１　落札者が申請位置と異なる位置で削孔を実施したことについて

（１）申立人の主張

落札者は、落札者が空洞位置として申請した箇所（SP=0.73970。以下「本申請位置」という。）ではなく、これと異なる箇所（SP=0.74030。以下「本削孔位置」という。）で削孔を行った。

落札者が本申請位置ではなく、本削孔位置で削孔を実施した事実は、申立人が令和８年６月３０日、同年７月９日及び同月２０日の現地確認時に撮影した写真等から確認できる。

申請箇所における空洞の有無は、申請位置における削孔によってのみ確認されるものであり、申請位置と異なる位置における削孔の結果をもって申請位置に空洞があったとみなすことは、入札説明書上認められていない。本申請位置に実際に空洞が存在したか否かは不明というほかなく、本申請位置は「空洞と判定されなかった異常信号箇所」として、落札者の的中率の算定においては分母に含め、分子には含めない扱いとすべきであり、発見技術の評価においても、空洞発見個数に算入することは許されない。

一方、申立人の申請箇所は、申請数及び空洞発見数のいずれにも算入することが公平かつ正当である。

（２）当委員会の判断

ア　本申請位置ではなく、本削孔位置で削孔した事実について

申立人は、落札者が本申請位置ではなく、本削孔位置で削孔を実施したと主張し、その事実は、申立人が撮影した写真等により確認できると主張する。

これに対し、発注者は、回答書において、現地におけるボーリング調査及びスコープ調査については、北海道開発局職員が立ち会い、確認記録は残していないが、削孔位置に問題がないことを確認した上で削孔を実施しており、削孔位置は妥当なものであったと回答している。

そのため、申立人が撮影した写真等について検証する。一次苦情申立によれば、申立人は、落札者が削孔を実施する前の令和８年６月３０日に現地を確認したと

ころ、近傍に削孔跡は確認できず、同年７月９日及び同月２０日に確認した際には、本申請位置では削孔した形跡がなく、本削孔位置で削孔した形跡が確認されたと主張し、それぞれの写真を証拠として添付している。

しかしながら、令和８年７月９日及び同月２０日の写真において、落札者が削孔した位置であるとして「削孔跡」と示した箇所については、これが削孔の跡であると認めるに足りる確たる根拠は示されていない。また、「削孔跡」と示した箇所については、同年６月３０日の写真において当該「削孔跡」がないことを確認することはできず（むしろ、同年７月９日及び同月２０日の写真と同様に当該箇所が周囲よりも黒くなっているようにも見える）、同年６月３０日時点で「削孔跡」がなかったと断定することもできない。

したがって、申立人が撮影した写真をもって、落札者が本申請位置ではなく、本削孔位置で削孔を実施したと認めることはできない。

イ　申請位置と異なる位置における削孔の結果に基づく評価について

なお、上記アのとおり、落札者が本申請位置ではなく、本削孔位置で削孔を実施したと認めることはできないが、それを措いて、落札者が本削孔位置で削孔を行ったと仮定して検討したとしても、的中率及び発見技術の評価に問題があったとは認められない。

すなわち、入札説明書別添１の６によれば、「道路保全の観点から「ボーリング調査及びスコープ調査」を近接箇所で複数実施することを避けるため、発注者が参加者のボーリング調査及びスコープ調査計画書を勘案し、ボーリング調査及びスコープ調査箇所をグルーピングし、近接空洞提案者の中から代表してボーリング調査及びスコープ調査を実施する参加者を指定することがある。このとき、となり合う空洞の可能性のある異常信号の中心（ボーリング調査及びスコープ調査の削孔位置）が 1.5m 以下の場合に、同一の空洞とみなしてグルーピングを行うことを基本とする。グルーピングの取扱については別添６に示す」とされており、別添６において、申請した空洞が近接している場合、1.5m 以下であれば、同一の空洞と判定し、１か所の空洞があったものと判定することが規定されている。

したがって、本申請位置と本削孔位置との距離は 60cm であるから、本削孔位置で空洞があったのであれば、本申請位置について、同一の空洞と判定し、１か所の空洞があったものと判定することは妥当な考え方であると認められる。

一方で、再苦情申立資料３の別紙３によれば、ボーリング調査及びスコープ調査についてグルーピングした場合に、代表者がボーリング調査及びスコープ調査を実施する箇所は、別紙３の表の調査箇所であることが認められる。したがって、落札者は、本申請位置においてボーリング調査及びスコープ調査を実施することとされていたものと認められる。

しかしながら、入札説明書においては、代表者がボーリング調査及びスコープ調査の実施箇所とは異なる位置で削孔した場合の取り扱いについて規定するものはない。以上を踏まえると、個別に取り扱いを判断することが必要となるものと考えられるが、その判断にあたって、上述のとおり、本申請位置と本削孔位置との距離は 60cm であるから、本申請位置について１か所の空洞があったものと判定することが合理性を欠くとは認められない。

なお、申立人は、入札説明書別添１の６において、「調査位置の変更は認めないもの」とされていることに抵触していると主張しているが、落札者の調査位置は、あくまで本申請位置であり、落札者が本削孔位置を調査位置と変更し、本削孔位置に対して評価を受けた事実は認められない。

したがって、仮に落札者が本削孔位置で削孔を行ったとした場合の評価について検証したとしても、評価自体に問題があったとは認められない。

ウ　小括

上記ア及びイで述べたとおり、申立人の主張には理由がない。

2　落札者が実測評価対象範囲外の空洞を申請したことについて

（１）申立人の主張

落札者が空洞として申請した箇所（SP=1.81267、近接空洞 No.15。以下「本件申請箇所」という。）は、歩道縁石から 4.63m の位置に存在しており、入札説明書別添３に定める実測評価対象範囲である「歩道縁石前面より 1.5m 離れた位置から中央側に幅 3m の範囲」、すなわち歩道縁石から 1.5m から 4.5m までの範囲の外側に位置している。

技術提案書には実測評価対象範囲内において確認された異常信号箇所を記載すべきものであり、落札者は、範囲外の箇所を技術提案書に記載したのであるから、入札説明書９(3)に基づき、提案を無効とすべきであり、落札者は失格とされるべきである。

仮に技術提案を無効としないとしても、本件申請箇所については少なくとも的中率の算定上、申請異常信号箇所数（分母）に算入し、空洞発見個数（分子）には算入しないという処理が、入札説明書の定めに従った正当な処理である。その理由は、以下のとおりである。

入札説明書８(3)イにおいて、的中率の評価に当たって、申請のあった異常信号箇所は分母に算入されることとされており、技術評価の対象から外すとされる場合は、入札説明書別添１の６において、限定的に列挙されているところ、実測評価対象範囲外の箇所を申請した場合は含まれていないこと。

入札説明書８(3)イにおいて、「発見された空洞の深度が 1.5m より深い場合は、カ

ウントしない」とされており、「空洞発見個数（分子）には算入しない」、「申請異常信号箇所数（分母）には算入する」こととされているが、深度方向の調査対象範囲外の申請と平面方向の調査対象範囲外の申請で、取り扱いが異なるのは明らかに整合性を欠くこと。

ボーリング径の一部が実測評価対象範囲外に出てしまうような位置を申請した参加者は、当該箇所においてボーリングができないため、空洞として確認されないというリスクを負うことになるにもかかわらず、初めから実測評価対象範囲外にある箇所を申請した落札者に何らの不利益を課さないのは著しく公平を欠くこと。

また、発注者は令和８年６月１８日の通知及び同月２６日の最終通知において、本件申請箇所をグルーピング対象箇所として取り扱っていた。その後、ボーリング調査及びスコープ調査の結果が判明した後になって初めて、「評価対象外」として分母及び分子の双方から除外する取扱いをしたのは、結果を見た上で落札者に不利とならない取り扱いを選択したとの疑念を免れない。

（２）当委員会の判断

入札説明書別添１用語の定義によれば、実測調査は、実測評価実施箇所において行うこととされており、入札説明書別添１の２において、実測評価実施箇所が規定されている。入札説明書別添３において、実測評価対象範囲が示されており、「歩道縁石前面より 1.5m離れの位置から中央側に幅 3m の範囲」とされている。

そして、再苦情申立資料３の別紙３により、本件申請箇所は、歩道縁石から 4.63m 離れており、実測評価対象範囲外にあることが認められる。

これを受けて、申立人は、入札説明書９(3)に基づき、提案を無効とすべきであり、落札者は失格とされるべきであると主張する。

しかしながら、同規定は「提案を無効とする場合があるので注意すること」としているのであって、入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書が直ちに無効になるものではない。また、同規定のほかに実測評価対象範囲外にある申請箇所を記載したことにより失格とするような規定も確認できない。実測評価対象範囲外にある申請箇所を記載したことが、技術提案を無効にしなければならないほどの重大な瑕疵であるとは認め難く、したがって、同規定に基づいて落札者を失格にすることが妥当であるとは認められない。

また、申立人は、技術提案を無効としないとしても、本件申請箇所については少なくとも的中率の算定上、申請異常信号箇所数（分母）に算入し、空洞発見個数（分子）には算入しないという処理が正当であると主張する。

まず、入札説明書には実測評価対象範囲外の申請に対する評価の取扱いについての規定は確認できない。そのため、個別に取り扱いを判断することが必要となるものと考えられるが、入札説明書８(3)イによれば、的中率の評価は、調査対象路線内にお

いて空洞内部状況確認調査を行った箇所のうち、実際に空洞であった数の割合により測定した信号データの解析力を評価するものとされており、入札説明書別添１では、実測評価実施箇所において、空洞の可能性がある箇所を発見する調査をいうとされている。

以上を踏まえると、的中率の評価は、実測評価対象範囲内の空洞発見能力を評価することにあるといえる。入札説明書別添３において、実測評価対象範囲を明記していることもあり、実測評価対象範囲外の箇所について申請があった場合に、当該箇所を評価の対象としないことが不合理であるとはいえない。

なお、申立人は、深度方向の評価対象外空洞との取扱いの差異やボーリング径の一部が実測評価対象範囲外に出てしまうような位置を申請した参加者との公平性について主張するが、上述のとおり、実測評価対象範囲外の申請は評価の対象ではないのであるから、評価の対象となる実測評価対象範囲内の申請と取扱いに差異があることは不合理ではない。

また、申立人は、再苦情申立資料３の別紙３に実測評価対象範囲外の申請が掲載されているにもかかわらず、ボーリング調査及びスコープ調査の結果が判明した後になって評価対象外としたことに異議を唱えるが、上述のとおり、実測評価対象範囲外の申請を評価の対象外とすることは妥当であり、むしろ、別紙３に掲載されていたことをもって、実測評価対象範囲外の申請であるにもかかわらず、そのまま評価対象としてしまうことの方が問題であると考える。

以上のとおり、本件申請箇所が実測評価対象範囲外であったことは認められるものの、それを理由として落札者を失格とすることは妥当ではなく、また、発注者が本件申請箇所を評価対象外として取り扱ったことは妥当であると認められる。

３　業務における作業分担の確認がされていないことについて

（１）申立人の主張

入札説明書４(1)及び(3)に基づき、設計共同体が本件入札へ参加するためには、分担業務が工種別を基準として細分化されておらず、かつ、一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施するものでないことが要件とされており、これらの要件を欠くものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

本件における実測評価は、技術評価点の算定の基礎となるものであり、入札手続の中核をなすものであって、入札手続の一環として作業分担の確認が必須となるものである。また、実測評価における実測調査及び測定した信号データの解析は、本件業務の業務内容である路面探査、路面探査データ解析等の工種に対応する作業であり、これらの作業がどの構成員によって実施されたのか、参加表明書の分担構成に従って実施されたのか、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施していないかは、入札説明書４(1)イ(ｲ)の要件を満たす設計共同体として本件入札に参加しているといえ

るか否かを直接に左右する事項である。発注者は、この点について確認しておらず、落札者について参加要件の充足を確認することなく落札者を決定したものであり、その手続きに重大な違背があったことは明白であるから、実測評価における各作業の実施主体を明らかにする書面の提出を求め、参加資格の充足を確認した上で、要件を欠く場合には入札説明書１５(2)に基づき落札決定を取り消すべきである。

また、発注者は、業務期間中の作業分担の確認について、「入札手続きの過程に係ることではない」として回答を拒否するが、苦情申立ての説明を尽くさないものであって、許されない。

（２）当委員会の判断

入札説明書４(1)イ(ｲ)によれば、設計共同体については、技術力を集結して業務を実施する目的から、一つの分担業務は、工種別を基準とし、それ以上の細分化は原則認めないこととされており、これを満たしていることが指名されるための必要な要件であると認められる。

入札説明書４(3)によれば、入札参加者を指名するための基準として、業務実施体制（設計共同体の場合は分担構成を含む）を評価することとされており、設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合には指名しないこととされている。

業務実施体制については、入札に参加しようとする者が参加表明様式４により提出することとされており、発注者が入札参加者を指名するために評価を行うものである。

申立人は、実測評価における実測調査及び測定した信号データの解析がどの構成員によって実施されたのか、参加表明書の分担構成に従って実施されたのか、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施していないかを発注者が確認し、入札参加要件を欠く場合には落札決定を取り消すべきであると主張する。

しかしながら、業務実施体制については、本件業務を実施する体制の妥当性を参加表明書の内容で判断することとされ、総合評価のための実測調査及び測定した信号データの解析を行う体制は、入札参加者を指名するための基準として、発注者が評価する対象にはなっていないと認められる。

このため、これらを発注者が確認し評価しなければならない理由はなく、落札者が提出した参加表明書では業務実施体制について適切な分担構成になっていることが確認できることから、落札決定を取り消すべきとする申立人の主張は認められない。

４　落札者と申立人の評価値について

（１）申立人の主張

本件入札において公表された落札者の技術評価点は 49.5272 点、価格評価点は

3.8308 点、評価値は 53.3580 点であり、申立人の技術評価点は 48.4363 点、価格評価点は 3.5804 点、評価値は 52.0167 点である。

落札者が申請位置と異なる位置で削孔を実施した箇所について、的中率の分母（申請箇所数）には算入し、分子（空洞発見個数）から除外されなければならず、また、範囲外申請箇所については、分母（申請箇所数）には算入し、分子（空洞発見個数）には算入しないこととして、落札者の技術評価点を算定し直すと申立人が評価値の最も高い者として落札者となるべきと主張している。

（2）当委員会の判断

申立人による評価値の再計算は、落札者が申請位置と異なる位置で削孔を実施したこと及び落札者が申請した実測評価対象範囲外の空洞を評価外としないことを前提として行われたものである。

しかしながら、上記１（２）及び２（２）で述べたとおり、落札者が申請位置と異なる位置で削孔を実施したとは認められず、実測評価対象範囲外の空洞申請を評価外として取り扱うことは妥当なのであるから、申立人が主張する評価点の再計算は、その前提を欠くものであり、認められない。

したがって、申立人が評価値の最も高い者として落札者となるべきとの主張には理由がない。

5　その余の本件入札の厳正さ及び公正さを欠く事情

（1）同一番号の距離標が２箇所に設置されていたこと

ア　申立人の主張

本件入札においては、発注者が設置する距離標が、各参加者の申請位置及びボーリング調査の削孔位置を特定する唯一の基準とされていたのであるが、現地においては同一番号である「SP＝0.31」の距離標が２箇所に設置されていた。

発注者は、当該事実を認めた上で、これを是正することなく、「KP=0.31①」及び「KP=0.31②」と事後的な区別表記を求めるにとどまった。

本件入札における位置として厳正に行われていたのか、重大な疑念を抱かざるを得ない。

イ　当委員会の判断

同一番号の距離標が現地に設置されていたことは事実であり、入札参加者が調査箇所を特定する上で混乱を生じさせるおそれがあったものと認められる。

距離標は実測調査の基準となる重要な情報であることから、発注者において正確に管理されるべきものであり、この点について適切ではなかった。

発注者は、距離標を根本的に是正するのではなく、「KP=0.31①」及び「KP=0.31

②」と事後的な区別表記をすることを各参加者に求めたが、各参加者からそれにより調査継続が不能又は申請位置の特定に誤りが生じたといった申出はなされておらず、そのような事実も認められない。したがって、同一番号の距離標が２箇所に設置されていたことが、評価結果や落札者決定に具体的な影響を及ぼしたとは認められない。

以上を踏まえると、同一番号の距離標が２箇所に設置されていたことは、発注者の不備であり適切ではないが、その後の発注者の対応に問題があったと認めるに足りる事実はなく、本件入札における位置管理が厳正に行われていなかったとまでは認められない。

（２）申立人の実測調査日に発注者発注の道路補修工事が実施され、調査に支障が生じたこと

ア　申立人の主張

発注者が指定した申立人の実測調査実施日において、発注者が発注した舗装補修工事が実施されていたため、対象区域における調査に重大な支障が生じた。

工事によって道路の状況が変わることは、各参加者に同じ調査対象が与えられていないことを意味しており、各参加者に同一の条件の下で公正に技術力を競わせるという技術評価の前提を発注者自らが崩したものであって、本件入札の公正さを著しく欠く事情というほかない。

イ　当委員会の判断

申立人の実測調査実施日に当該箇所において舗装補修工事が実施されていたことについては事実と認められる。

しかしながら、入札説明書別添１の４によれば、実測調査日の作業時に参加者の責によらない不慮の事故等が困難となった場合は延期する場合があるので発注者へ報告することとされているが、申立人が発注者に当該報告を行った事実は確認できない。したがって、申立人は舗装補修工事が実施されていたとしても、調査継続が困難な状況であるとは認識していなかったと認めるのが妥当であるし、当該工事が評価結果に影響を及ぼしたと認めるに足る具体的事実も確認できない。

以上を踏まえると、実測調査実施日に当該工事が実施されたことは望ましい状況ではなかったといえるものの、当該工事が評価結果に影響を及ぼしたと認めるに足る証拠はなく、本件入札の公正さを著しく欠く事情とまでは認められない。

（３）ボーリング調査及びスコープ調査箇所の通知に誤りが繰り返されたこと

ア　申立人の主張

発注者が通知した「ボーリング調査及びスコープ調査グルーピング箇所一覧」に

は、複数の誤りがあり、修正が繰り返されたことは、本件入札における位置管理の厳正さに疑念を生じさせるものである。

イ　当委員会の判断

再苦情申立資料８及び９によれば、発注者が通知した「ボーリング調査及びスコープ調査グルーピング箇所一覧」に複数の誤りがあり、修正が繰り返されたことが認められる。当該通知は、実測評価の実施に必要な重要情報であり、その内容について正確性が求められるのはいうまでもなく、通知内容に誤りがあったことは適切でない。

もっとも、通知内容の修正がなされた後に評価が実施されており、通知内容が誤っていたこと、又は修正したことによって、参加者に何らかの有利又は不利が生じたと認めるに足りる事情は認められない。

したがって、通知の誤りがあったことをもって直ちに本件入札における位置管理の厳正さに問題があるとまでは認めることはできない。

第５　付帯意見

１　上記第４の１について

本件では、削孔位置確認に係る写真その他の記録が保存されていないことから、評価結果の検証可能性及び説明責任の観点で課題が認められる。

実測評価が落札者決定に大きく影響する入札方式であることに鑑みれば、発注者においては、今後、路面下空洞調査業務の入札手続きにおける実測評価にて行われる削孔位置について、後日の検証が可能となるよう記録管理の充実を図られたい。

２　上記第４の２について

本件では、参加者から申請のあった実測評価対象範囲外の評価の取扱いについて、入札説明書に記載がなかった。

今後、発注者においては、実測評価対象範囲外の申請があった場合の評価の取扱いについて、あらかじめ明確な基準を示し、参加者に周知することが望ましい。

３　上記第４の５について

発注者においては今後、位置情報管理、調査環境の調整、通知内容の確認の充実を図り、今後の入札手続における公正性及び信頼性の向上に努められたい。

令和８年度　北海道開発局　入札監視委員会　再苦情処理会議　審議概要

開催日及び開催方法	令和８年１０月２２日（木）　　札幌第１合同庁舎（６階　共用会議室）
委　　員 （五十音順） （敬称略）	鈴　木　　雄　（北海道大学　准教授） 奈　良　顕　子　（建築事務所　室長） 西　川　克　行　（法律事務所　弁護士） 松　山　隆　英　（法律事務所　顧問） 向　田　直　範　（法律事務所　弁護士）

再苦情対象案件	総件数　１件	（　備　考　）
契約方式	件数	
建設コンサルタント業務等		
① 一般競争入札方式		
② 公募型競争入札方式		
③ 簡易公募型競争入札方式	１件	
④ ②及び③以外の指名競争入札方式		
⑤ 公募型プロポーザル方式		
⑥ 簡易公募型プロポーザル方式		
⑦ 標準プロポーザル方式		
⑧ 参加者の有無を確認する公募手続きを行った契約		
⑨ 随意契約		

	申立日	件名	契約方式	内容等
再苦情申立概要	令和8年9月8日	路面下空洞調査業務	簡易公募型競争入札方式に準じた手続き	落札者の削孔位置の誤りや評価対象範囲外の申請の取扱い、設計共同体の作業分担確認等に問題があり、評価を再計算すれば順位が逆転するため、落札決定は見直されるべきである。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	別紙「意見書」のとおり	

意　見　・　質　問	説　明　・　回　答
１．再苦情申立事案の経緯・概要説明 （意見・質問） ・特になし ２．意見書（案）の審議 ・意見書（案）について説明の後、委員による審議を行った。 ※意見書（案）に対する意見・質問はなかったが、字句等の整理を行った上で、令和８年10月27日までに全委員の了承を得て意見書を確定した。	